

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 新旧対象条文

○ 中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）	1
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）	19
○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）	24
○ 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）	26
○ 未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令（昭和五十一年厚生省令第二十七号）	27
○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）	28
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）	29
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）	30
○ 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）	31
○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第五百十二号）	34
○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）	36

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 退職金共済契約</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等（第六十                  条―第六十九条の八）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（契約の申込み）</p> <p>第四条 共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した退職金共済契約                  申込書を、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。                  ）が法第七十二条第一項の規定により法第七十条に規定する業務を委託                  した金融機関又は事業主の団体（以下それぞれ「受託金融機関」又は「                  受託事業主団体」という。）に提出してしなければならない。</p> <p>一 申込者の氏名、名称及び住所並びに当該申込者が同居の親族のみを                  雇用する者である場合にあつては、その旨</p> <p>二～四（略）</p> <p>五 当該共済契約の被共済者となる者の氏名、生年月日及び掛金月額並                  びにその者が申込者の同居の親族である場合にあつては、その旨</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 退職金共済契約</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等（第六十                  条―第六十九条）</p> <p>第三章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（契約の申込み）</p> <p>第四条 共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した退職金共済契約                  申込書を、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。                  ）が法第七十二条第一項の規定により法第七十条に規定する業務を委託                  した金融機関又は事業主の団体（以下それぞれ「受託金融機関」又は「                  受託事業主団体」という。）に提出してしなければならない。</p> <p>一 申込者の氏名又は名称及び住所並びに当該申込者が同居の親族のみ                  を雇用する者である場合にあつては、その旨</p> <p>二～四（略）</p> <p>五 当該共済契約の被共済者となる者の氏名及び掛金月額並びにその者                  が申込者の同居の親族である場合にあつては、その旨</p> <p>2・3（略）</p>

(機構が行う契約の解除)

第六条 (略)

2 前項の解除が、法第八条第二項第二号に該当することを理由とするものであるときは、機構は、第三十五条に規定する金額を明らかにした書類を添付しなければならない。

(法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件)

第三十一条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 中小企業退職金共済法施行令(昭和三十九年政令第百八十八号。以下「令」という。)第三条第一号の確定給付企業年金(以下「確定給付企業年金」という。) 次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第四項に規定する加入者とするものであること。

ロ 法第十七条第一項の引渡しをしたときにおける同項後段の申出に係る被共済者に係る確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から当該引渡しがないものとして同条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に相当する額を控除した額は、当該被共済者に係る第三十五条に規定する金額の合算額を下回らないものであること。

ハ (略)

二 令第三条第二号の企業型年金(以下「企業型年金」という。) 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第

(機構が行う契約の解除)

第六条 (略)

2 前項の解除が、法第八条第二項第二号に該当することを理由とするものであるときは、機構は、第三十五条第一号に規定する金額を明らかにした書類を添付しなければならない。

(法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件)

第三十一条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 中小企業退職金共済法施行令(昭和三十九年政令第百八十八号。以下「令」という。)第三条第一号の確定給付企業年金(以下「確定給付企業年金」という。) 次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者のすべてを確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第四項に規定する加入者とするものであること。

ロ 確定給付企業年金を実施したときにおける法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者に係る確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額(以下「過去勤務債務の額」という。)は、当該被共済者に係る第三十五条第一号に規定する金額の合算額を下回らないものであること。

ハ (略)

(新設)

八項に規定する企業型年金加入者とするものであること。

ロ 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者に係る第三十五条に規定する金額の全額が、同項後段の申出に係る被共済者に係る個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること。

三 令第三条第三号の制度（以下「特定退職金共済制度」という。）次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ（略）

ロ 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者の特定退職金共済制度に係る掛金の月額、法第八条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときにおける当該共済契約の掛金月額を下回らないものであること。

ハ（略）

（法第十七条第一項前段の通知）

第三十二条 法第十七条第一項前段の通知は、次に掲げる事項を記載した書類を機構に提出してしなければならない。

一・二（略）

2 共済契約者は、法第十七条第一項前段の通知をしたときは、遅滞なく、その旨を当該通知に係る被共済者に通知しなければならない。

（法第十七条第一項後段の申出）

第三十四条 法第十七条第一項後段の申出は、次の各号（当該申出が確定給付企業年金又は企業型年金への同項の引渡しに係るものである場合にあっては、第四号を除く。）に掲げる事項を記載した特定企業年金制度等引渡申出書に同項に規定する特定企業年金制度等（以下「特定企業年金制度等」という。）を実施していることを証する書類及び同項に定め

二 令第三条第二号の制度（以下「特定退職金共済制度」という。）

次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ（略）

ロ 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者について、特定退職金共済制度を実施したときにおける当該被共済者に係る掛金の月額は、法第八条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときにおける当該共済契約の掛金月額を下回らないものであること。

ハ（略）

（法第十七条第一項前段の申出）

第三十二条 法第十七条第一項前段の申出は、次に掲げる事項を記載した書類を機構に提出してなければならない。

一・二（略）

2 共済契約者は、法第十七条第一項前段の申出をしたときは、遅滞なく、その旨を当該申出に係る被共済者に通知しなければならない。

（法第十七条第一項後段の申出）

第三十四条 法第十七条第一項後段の申出は、次の各号（確定給付企業年金を実施した場合にあっては、第三号を除く。）に掲げる事項を記載した特定企業年金制度等実施申出書に同項に規定する特定企業年金制度等（以下「特定企業年金制度等」という。）を実施したことを証する書類及び同項に定める被共済者の同意があつたことを証する書類を添付し、

る被共済者の同意があつたことを証する書類を添付し、これを機構に提出してしなければならない。ただし、当該申出に係る被共済者について、機構が認めるときは、第三号に掲げる事項の記載を要しない。

- 一 (略)
- 二 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者の氏名
- 三 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者の住所
- 四 解約手当金に相当する額の範囲内で引渡し申出をする金額
- 五〇八 (略)

(法第十七条第一項の厚生労働省令で定める金額)

第三十五条 法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額は、解約手当金に相当する額(同項後段の申出が特定退職金共済制度への同項の引渡しに係るものである場合にあつては、前条第四号の金額)とする。

(法第十七条第一項の厚生労働省令で定める団体)  
第三十七条 法第十七条第一項の特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定める団体とする。

- 一・二 (略)
- 三 企業型年金 確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関
- 四 (略)

これを機構に提出してしなければならない。

- 一 (略)
- 二 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者の氏名及び住所(新設)
- 三 次条第一号に規定する金額の範囲内で引渡し申出をする金額
- 四〇七 (略)

(法第十七条第一項の厚生労働省令で定める金額)

第三十五条 法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 確定給付企業年金 解約手当金に相当する額(法第十八条の申出をした者、法第三十条第一項の申出をした者並びに法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされている同条第一項第一号の申出をした者及び同項第二号の申出に係る者にあつては、当該申出がなかつたものとみなして、法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額)
- 二 特定退職金共済制度 前条第三号の金額

(法第十七条第一項の厚生労働省令で定める団体)  
第三十七条 法第十七条第一項の特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定める団体とする。

- 一・二 (略)
- 三 (新設)
- 三 (略)

(法第十七条第三項に定める事由の被共済者への通知等)

第三十八条 機構は、法第十七条第三項第二号又は第三号の事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を同条第一項前段の通知に係る被共済者に通知しなければならない。

2 法第十七条第三項第三号の厚生労働省令で定める事由は、同条第一項の規定により機構が特定企業年金制度等実施団体に第三十五条に規定する額を引き渡す前に、当該制度が終了されたこと(当該契約が締結された日以後に法第十七条第一項前段の通知に係る被共済者が退職した後、当該制度が終了されたことを除く。)とする。

(掛金納付月数の通算)

第四十条 (略)

2 法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合における法第二十九条第一項及び第二項(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、法第三十条第二項(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、及び第四項並びに法第三十一条の第二第三項(同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、及び第七項(同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。並びに令第十五条第三項及び第五項(同条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第二十九 条第一項第 一號	退職金共済契約 が	当該被共済者に係る退職金共済契約 であつて当該退職金共済契約に基づ き退職金が支給されていないもの
----------------------	--------------	---------------------------------------------------------

(法第十七条第三項に定める事由の被共済者への通知等)

第三十八条 機構は、法第十七条第三項第二号又は第三号の事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を同条第一項前段の申出に係る被共済者に通知しなければならない。

2 法第十七条第三項第三号の厚生労働省令で定める事由は、同条第一項の規定により機構が特定企業年金制度等実施団体に第三十五条に規定する額を引き渡す前に、当該制度が終了されたこと(当該契約が締結された日以後に法第十七条第一項前段の申出に係る被共済者が退職した後、当該制度が終了されたことを除く。)とする。

(掛金納付月数の通算)

第四十条 (略)

2 法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合における法第二十九条第一項及び第二項(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、法第三十条第二項(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、及び第四項並びに令第十四条第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第二十九 条第一項第 一號、令第	退職金共済契約	当該被共済者に係る退職金共済契約 であつて当該退職金共済契約に基づ き退職金が支給されていないもの
-------------------------	---------	---------------------------------------------------------

法第三十一	<p>第四項 法第三十条 第二号</p>	<p>(略)</p>	<p>現に退職金共済契約</p>
当該被共済者が	<p>「次条第二項第二号」</p>	<p>(略)</p>	<p>うち、最初の退職金共済契約が</p>
当該退職金共済契約の被共済者でな	<p>「次条第二項第二号イ中」「当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間」とあるのは「当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間」として同項</p>	<p>(略)</p>	<p>当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないものうち、現に最初の退職金共済契約</p>

(新設)	<p>第四項 法第三十条 第二号</p>	<p>(略)</p>	<p>十四条第六項</p>
	<p>「次条第二項第二号」</p>	<p>(略)</p>	<p>うち、最初の退職金共済契約</p>
	<p>「次条第二項第二号イ中」「当該受入れをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間」とあるのは「当該受入れをした日の属する月の翌月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月からの月数を合算して得た月数に相当する期間」として同項</p>	<p>(略)</p>	<p>当該受入れをした日の属する月の翌月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月からの月数を合算して得た月数に相当する期間</p>

条の二第三 項第一号及 び第七項	退職した日の属 する月までの期 間	なくなった日の属する月までの月数及 び再び退職金共済契約の被共済者と なつた日の属する月から当該退職金 共済契約の被共済者でなくなつた日 の属する月までの月数を合算して得 た月数に相当する期間
令第十五条 第三項	現に退職金共済 契約	当該被共済者に係る退職金共済契約 であつて当該退職金共済契約に基 づき退職金が支給されていないもの のうち、最初の退職金共済契約
令第十五条 第五項	当該被共済者が 退職した日の属 する月までの期 間	当該退職金共済契約の被共済者でな くなつた日の属する月までの月数及 び再び退職金共済契約の被共済者と なつた日の属する月から当該退職金 共済契約の被共済者でなくなつた日 の属する月までの月数を合算して得 た月数に相当する期間

(過去勤務期間の通算の申出)

第五十三条 過去勤務期間の通算の申出は、共済契約の被共済者となるべき全ての者(法第三十一条の二第一項の規定による申出に係る共済契約の被共済者を除く。)について、それぞれ、次に掲げる事項を記載した書類を機構に差し出してしなければならない。

(新設)		
(新設)		
(新設)		

(過去勤務期間の通算の申出)

第五十三条 過去勤務期間の通算の申出は、共済契約の被共済者となるべきすべての者について、それぞれ、次に掲げる事項を記載した書類を機構に差し出してなければならない。



一〇三 (略)

(法第三十条第一項の厚生労働省令で定める期間)

第六十二条 法第三十条第一項の厚生労働省令で定める期間は、三年とする。

(法第三十一条第一項の厚生労働省令で定める期間)

第六十六条 法第三十一条第一項の厚生労働省令で定める期間は、三年とする。

(法第三十一条の二第一項の退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの)

第六十九条の二 法第三十一条の二第一項(同条第六項の規定により読み替へて準用する場合を含む。次条、第六十九条の四、第六十九条の五)同条第二項を除く。)及び第六十九条の八(同条第一項第一号を除く。)において同じ。)の退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるものは、特定退職金共済団体(所得税法施行令第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体をいう。次条において同じ。)であつた団体とする。

(法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項等)

第六十九条の三 法第三十一条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、事業主が同項の申出をした場合において、廃止団体が、退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額(以下この条、次条及び第六十九条の五において「引渡金額」という。)の総額を一括して、機構に引き渡すこととする。

2 特定退職金共済団体が、法第三十一条の二第一項の引渡金額を引き渡

一〇三 (略)

(法第三十条第一項の厚生労働省令で定める期間)

第六十二条 法第三十条第一項の厚生労働省令で定める期間は、二年とする。

(法第三十一条第一項の厚生労働省令で定める期間)

第六十六条 法第三十一条第一項の厚生労働省令で定める期間は、二年とする。

(新設)

(新設)

すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約（次項及び次条において「引渡契約」という。）を締結しようとするときは、次の各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。

一 退職金共済事業の廃止に関する意思の決定を証する書類

二 所得税法施行令第七十四条第三項の承認（当該特定退職金共済団体が平成二十八年四月一日前に同項の承認を受けた場合にあつては、同令第七十三条第一項第九号に係る変更についての同令第七十四条第五項の承認）を受けたことを証する書類

3 所得税法施行令第七十四条第一項に規定する退職金共済規程の写し引渡契約を締結した特定退職金共済団体が所得税法施行令第七十五条第三項の届出書を税務署長に提出したときは、遅滞なく、その写しを機構に提出しなければならない。

4 廃止団体は、第一項の引渡しについては、引渡金額の総額を機構が指定する預金口座へ振り込むことにより行うものとし、当該引渡しは、機構が当該預金口座を指定した日から起算して六十日以内に行わなければならない。

（法第三十一条の二第一項の申出）

第六十九条の四 法第三十一条の二第一項の申出は、引渡契約の効力が生じた日から起算して一年を経過した日の属する月の翌月の初日（その月が所得税法施行令第七十五条第三項の届出書に記載した年月日の属する月以後である場合にあつては、当該年月日の属する月の初日。第五号において「引渡申出日」という。）に、次の各号（当該申出が法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出である場合にあつては、第三号から第五号までを除き、第二号の従業員が法第四条第二項の短時間労働被共済者（次項において単に「短時間労働被共済者」という。）となる場合又は第四号の掛金月額が五千円以上となる場合にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を記載した引渡申出書

（新設）

を機構に提出してしなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 事業主の雇用する従業員（引渡金額の引渡しを希望する者に限る。以下この条において同じ。）の氏名

以下この条において同じ。）の氏名

三 共済契約の効力が生じる日

四 前号の日における掛金月額

五 引渡申出日の前日の属する月における退職金共済に関する契約に係る掛金の月額

六 廃止団体の名称

七 廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の合計額

八 引渡金額及びその総額

九 従業員ごとの退職金共済に関する契約が締結された年月日及び当該退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数

十 その他申出に関し必要な事項

2

前項の引渡申出書には、次に掲げる書類（当該申出が法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出である場合、前項第二号の従業員が短時間労働被共済者となる場合又は同項第四号の掛金月額が五千円以上となる場合にあつては、第三号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

一 廃止団体との間で退職金共済に関する契約を締結していたことを証する書類

二 前項第二号の従業員が、引渡金額の引渡しを希望することを証する書類

三 前項第五号の掛金の月額を証する書類

四 前項第七号の合計額を証する書類

五 前項第九号の年月日及び月数を証する書類

(共済契約の申込みに関する特例等)

第六十九条の五 法第三十一条の二第二項の規定により引渡金額を機構に引き渡すことを希望する被共済者に係る共済契約の申込みは、第四条第一項の規定にかかわらず、同項の退職金共済契約申込書を機構に提出し、行うものとする。

2 前項の申込みは、法第三十一条の二第二項の申出と同時に行うものとする。

3 機構は、法第三十一条の二第二項の退職金共済に関する契約を締結していた事業主又は当該退職金共済に関する契約を締結している事業主が、共済契約の申込みを行うときは、当該事業主に対し、第四十五条の規定の適用その他の事項について説明を行うものとする。

4 機構は、法第三十一条の二第二項の申出を行う事業主に対しては、法第二十三条第一項及び第四十五条の規定にかかわらず、法第二十三条第一項の規定による掛金負担軽減措置（第四十五条の加入促進のための掛金負担軽減措置に限る。次項において同じ。）を適用しないものとする。

5 機構は、法第三十一条の二第二項の申出をした者が掛金負担軽減措置を受けた共済契約者である場合は、当該掛金負担軽減措置を取り消すことができる。

(受入金額を受け入れた場合の掛金納付月数の通算等)

第六十九条の六 法第三十一条の二第二項の規定による掛金納付月数の通算は、共済契約の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡つた月において同日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「みなし加入日」という。）に共済契約の効力が生じ、かつ、当該みなし加入日の属する月から現に共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が当該共済契約の効力が生じた日における当該共済契約の被共済者に係る掛金

(新設)

(新設)

月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなし、当該通算する月数と当該共済契約に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとする。

2 前項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた被共済者に対する法第十条第二項第三号ロ（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、みなし加入日に共済契約の効力が生じたものとみなす。

3 みなし加入日が平成三年四月一日前の日である被共済者に対する法第十条第二項及び令付録第一備考の規定の適用については、前項の規定によるほか、法第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」と、令付録第一備考中「法第十条第二項第三号ロ」とあるのは、「平成四年四月以後の計算月について法第十条第二項第三号ロ」とする。

（令第九条第三項の厚生労働省令で定める者）

第六十九条の七 令第九条第三項の厚生労働省令で定める者は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。次条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者とする。

（他の通算を併用している被共済者に係る退職金額等）

第六十九条の八 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは同条第八項（同条第九項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の規

（新設）

（新設）

定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者（次項において「特定被共済者」という。）である場合における退職金等の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第三十一条の二第二項及び第七項、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは第八項の規定により算定される退職金等の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者である場合 同条第三項第一号に規定する計算後残余額

二 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは第八項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額

2 | 特定被共済者が、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項若しくは第四項又は令第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一项までの規定の適用を受ける場合における退職金等の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三十一条の二第三項及び第七項並びに令第十五条第五項、第七項及び第九項から第十一项までの規定並びに確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、法第三十一条の二第九項、

令第九条第七項及び前項の規定の例により計算して得た額とする。

### 第三章 共済契約者及び被共済者

(被共済者が退職した場合の届出)

第七十二条 法第三十七条の規定による被共済者が退職した旨の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出してしなければならない。

- 一 (略)
- 二 被共済者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。)
- 三 (略)

2 3 4 (略)

(契約の申込み)

第七十四条 特定業種共済契約の申込みをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定業種退職金共済契約申込書を機構に提出しなければならない。

- 一 申込者の氏名、名称及び住所
- 二 3 5 (略)
- 2 3 (略)

(法第四十六条第一項の金額の繰入れ)

第九十二条 機構は、法第四十六条第一項第一号の規定による認定があつたとき又は同項第二号の規定による申出に係る者が同号の乙特定業種に係る特定業種共済契約の被共済者となつたときは、遅滞なく、同項の規定により繰り入れなければならない金額を同項の甲特定業種に係る勘定から、同項の乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

### 第三章 共済契約者及び被共済者

(被共済者が退職した場合の届出)

第七十二条 法第三十七条の規定による被共済者が退職した旨の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出してしなければならない。

- 一 (略)
- 二 被共済者の氏名及び住所
- 三 (略)

2 3 4 (略)

(契約の申込み)

第七十四条 特定業種共済契約の申込みをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した特定業種退職金共済契約申込書を機構に提出しなければならない。

- 一 申込者の氏名又は名称及び住所
- 二 3 5 (略)
- 2 3 (略)

(法第四十六条第一項の金額の繰入れ)

第九十二条 機構は、法第四十六条第一項第一号の規定による認定があつたとき又は同項第二号の規定による申出に係る者が同号の乙特定業種に係る特定業種共済契約の被共済者となつた場合は、遅滞なく、令第十一条第一項に規定する繰入金額を法第四十六条第一項の甲特定業種に係る勘定から、同項の乙特定業種に係る勘定に繰り入れなければならない。

(特定業種間を移動した場合の通知)

第九十五条 機構は、法第四十六条第一項の繰入れを行ったときは、遅滞なく、当該繰入れを行った金額及び当該繰入れに係る特定業種掛金納付月数を同項各号の申出をした者及び同項第二号の申出に係る者に通知しなければならない。

(特定業種間を移動した場合の差額の支給等)

第九十五条 機構は、令第十一条第三項の差額の支給については、当該差額を法第四十六条第一項第一号の申出をした者又は同項第二号の申出に係る者の預金口座へ振り込むことにより行うものとする。ただし、特定業種受託金融機関から直接現金による当該差額の受領を希望する者については、当該差額の支払を行う特定業種受託金融機関を明らかにした差額送金通知書をその者に送付して、当該差額の支給を行うものとする。

2 機構は、法第四十六条第一項の繰入れを行ったときは、遅滞なく、当該繰入れを行った金額及び当該繰入れに係る特定業種掛金納付月数を同項各号の申出をした者及び同項第二号の申出に係る者に通知しなければならない。

(特定業種間を移動した場合の差額の受領)

第九十六条 前条第一項ただし書の差額送金通知書により直接現金による令第十一条第三項の差額の受領を希望する者は、差額送金通知書を前条第一項ただし書の特定業種受託金融機関に差し出さなければならない。

第九十六条 削除

(被共済者が特定業種間を二回以上移動した場合の取扱い)

第九十七条 法第四十六条第一項の甲特定業種に係る特定業種共済契約の被共済者が同条第二項の規定により当該甲特定業種に係る特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第四項第一号中「甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数」とあるのは、「甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金に係る特定業種掛金納付月数を含む。）とする。」とする。

(被共済者が特定業種間を二回以上移動した場合の取扱い)

第九十七条 法第四十六条第一項の甲特定業種に係る特定業種共済契約の被共済者が同条第二項の規定により当該甲特定業種に係る特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十一条の規定の適用については、同条第一項第一号中「甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数」とあるのは、「甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金に係る特定業種掛金納付月数を含む。）と、同条第二項第一号中「甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付



(法第五十五条第一項の金額の繰入れ)

第七百七条 機構は、法第五十五条第一項第一号の規定による認定があつたとき又は同項第二号の規定による申出に係る者が特定業種共済契約の被共済者となつたときは、遅滞なく、同項の規定により繰り入れなければならぬ金額を一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

(移動した場合の通知)

第七百十条 機構は、法第五十五条第一項の繰入れを行つたときは、遅滞なく、当該繰入れを行つた金額及び当該繰入れに係る特定業種掛金納付月数を同条第一項各号の申出をした者及び同項第二号の申出に係る者に通知しなければならない。

(準用)

第七百十一条 前四条の規定は、機構が法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により令第十五条第一項の繰入金額を繰り入れる場合について準用する。

された掛金」とあるのは「甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約に基づき納付された掛金（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を含む。）とする。

(法第五十五条第一項の金額の繰入れ)

第七百七条 機構は、法第五十五条第一項第一号の規定による認定があつたとき又は同項第二号の規定による申出に係る者が特定業種共済契約の被共済者となつたときは、遅滞なく、令第十三条第一項に規定する繰入金額を一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに繰り入れなければならない。

(差額の支給等)

第七百十条 機構は、令第十三条第三項の差額の支給については、当該差額を法第五十五条第一項第一号の申出をした者又は同項第二号の申出に係る者の預金口座へ振り込むことにより行うものとする。ただし、受託金融機関から直接現金による当該差額の受領を希望する者については、当該差額の支払を行う受託金融機関を明らかにした差額送金通知書をその者に送付して、当該差額の支給を行うものとする。

2 機構は、法第五十五条第一項の繰入れを行つたときは、遅滞なく、当該繰入れを行つた金額及び当該繰入れに係る特定業種掛金納付月数を同項各号の申出をした者及び同項第二号の申出に係る者に通知しなければならない。

(差額の受領)

第七百十一条 前条第一項ただし書の差額送金通知書により直接現金による令第十三条第三項の差額の受領を希望する者は、差額送金通知書を前条第一項ただし書の受託金融機関に差し出さなければならない。

(被共済者が二回以上移動した場合の取扱い)

第百十二条 法第四十六条第一項の甲特定業種に係る特定業種共済契約の被共済者が法第五十五条第二項の規定により当該甲特定業種に係る特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十二条の規定の適用については、第九十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第四十六条第二項」とあるのは、「法第五十五条第二項」と読み替えるものとする。

2 法第五十五条第一項の共済契約の被共済者が同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により当該共済契約(当該共済契約については、法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合にあつては、当該通算に係る最初の共済契約)についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十四条の規定の適用については、同条第一項中「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数(同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金に係る掛金納付月数を含む。第四項第一号において同じ。)」とする。

3 法第五十五条第四項の特定業種共済契約の被共済者が法第四十六条第二項の規定により当該特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十五条の規定の適用については、同条第一項中「特定業種掛金納付月数」とあるのは、「特定業種掛金納付月数(法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみ

(被共済者が二回以上移動した場合の取扱い)

第百十二条 法第四十六条第一項の甲特定業種に係る特定業種共済契約の被共済者が法第五十五条第二項の規定により当該甲特定業種に係る特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十一条の規定の適用については、第九十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第四十六条第二項」とあるのは、「法第五十五条第二項」と読み替えるものとする。

2 法第五十五条第一項の共済契約の被共済者が同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により当該共済契約(当該共済契約については、法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合にあつては、当該通算に係る最初の共済契約)についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十三条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数(法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金に係る掛金納付月数を含む。)」と、同条第二項中「退職金共済契約に基づき納付された掛金」とあるのは「退職金共済契約(当該退職金共済契約については、法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合にあつては、当該通算に係る退職金共済契約)に基づき納付された掛金(法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金を含む。)」とする。

3 法第五十五条第四項の特定業種共済契約の被共済者が法第四十六条第二項の規定により当該特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十四条の規定の適用については、同条第一項、第四項及び第五項中「特定業種掛金納付月数」とあるのは、「特定業種掛金納付月数(法第四十六条第二項の規定により納

なされた掛金に係る特定業種掛金納付月数を含む。次項において同じ。  
）」とする。

4 法第五十五条第四項の特定業種共済契約の被共済者が同条第二項の規定により当該特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十五条の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「法第四十六条第二項」とあるのは、「同条第二項」と読み替えるものとする。

#### 第百十二条 削除

付があつたものとみなされた掛金に係る特定業種掛金納付月数を含む。  
）」とする。

4 法第五十五条第四項の特定業種共済契約の被共済者が同条第二項の規定により当該特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十四条の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「法第四十六条第二項」とあるのは、「法第五十五条第二項」と読み替えるものとする。

(他の退職金共済制度に係る退職金に相当する額の受入れが行われている場合の取扱い)

第百十二条 法第五十五条第一項の共済契約の被共済者が法第三十条第一項の規定による退職金に相当する額の受入れが行われている者である場合における令第十三条の規定の適用については、同条第二項第二号中「退職金の額に相当する額」とあるのは、「退職金の額に相当する額から当該被共済者に係る法第三十条第二項第二号イに規定する計算後受入金額を減じた額」とする。

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令</p> <p>（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）</p> <p>第一条 独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他厚生労働大臣が定める財産とする。</p> <p>（監事の調査の対象となる書類）</p> <p>第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号。以下「機構法」という。）、独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（以下「施行令」という。）及びこの省令の規定並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき厚生労働大臣に提出する書類とする。</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令</p> <p>（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）</p> <p>第一条 独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他厚生労働大臣が定める財産とする。</p> <p>（監事の調査の対象となる書類）</p> <p>第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号。以下「機構法」という。）、独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（以下「施行令」という。）及びこの省令の規定に基づき厚生労働大臣に提出する書類とする。</p>

(業務方法書の記載事項)

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 機構法第十二条第一項第一号に規定する療養施設の設置及び運営に関する事項

二 機構法第十二条第一項第二号に規定する施設の設置及び運営に関する事項

三 機構法第十二条第一項第三号に規定する調査及び研究に関する事項

四 機構法第十二条第一項第四号に規定する調査に関する事項

五 機構法第十二条第一項第五号に規定する成果の普及に関する事項

六 機構法第十二条第一項第六号に規定する賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三章に規定する事業の実施に関する事項

(削る)

七 機構法第十二条第一項第七号に規定する納骨堂の設置及び運営に関する事項

八 機構法第十二条第二項に規定する調査及び立入検査に関する事項

九 機構法第十二条第三項に規定する検診の受託に関する事項  
業務委託の基準

十 競争入札その他契約に関する基本的事項

十一 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(共通経費の配賦基準)

(業務方法書の記載事項)

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 機構法第十二条第一項第一号に規定する療養施設の設置及び運営に関する事項

二 機構法第十二条第一項第三号に規定する施設の設置及び運営に関する事項

(新設)

(新設)

三 機構法第十二条第一項第六号に規定する賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三章に規定する事業の実施に関する事項

四 機構法第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設の設置及び運営に関する事項

五 機構法第十二条第一項第八号に規定する納骨堂の設置及び運営に関する事項

(新設)

六 機構法第十二条第二項に規定する検診の受託に関する事項

七 業務委託の基準

八 競争入札その他契約に関する基本的事項

九 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

第八条の二 機構は、機構法第十二条の二の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項に関する基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出ることにより、当該基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

(区分経理の方法)

第九条 機構は、機構法第十二条の二に規定する社会復帰促進等事業として行われる業務に係る経理のうち、機構法第十二条第一項第一号に掲げる業務（厚生労働大臣が定める業務に限る。）に係るものについては、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて経理しなければならぬ。この場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、特別の勘定以外の勘定において一括して経理することができる。

2 (略)

(償還計画の認可の申請)

第十五条 (略)

(新設)

(区分経理の方法)

第九条 機構は、機構法第十二条第一項第一号に掲げる業務（厚生労働大臣が定める業務に限る。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて経理しなければならない。この場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、特別の勘定以外の勘定において一括して経理することができる。

2 機構は、前項の規定により区分して経理する場合において、特別の勘定以外の勘定の経理については、機構法第十二条第六号に掲げる業務に係る経理（当該業務に係る事務の処理に係る経理を除く。）とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(償還計画の認可の申請)

第十五条 機構は、機構法第十五条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更

一 (略)

二 独立行政法人労働者健康安全機構債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三 長期借入金及び独立行政法人労働者健康安全機構債券の償還の方法及び期限

四 (略)

(施行令第三条に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十九条 施行令第三条の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 施設 四十年間
- 二 設備 十五年間

(他の省令の準用)

第二十条 (略)

の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 独立行政法人労働者健康福祉機構債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三 長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券の償還の方法及び期限

四 その他必要な事項

(施行令第二条に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十九条 施行令第二条の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 施設 四十年間
- 二 設備 十五年間

(他の省令の準用)

第二十条 次の省令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条
- 二 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十条第一項及び第三項並びに第十四条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）

2 前項の規定により覚せい剤取締法施行規則第十四条第二項の規定を準用する場合には、同項中「主務大臣」とあるのは、「当該覚せい剤施用機関を開設する独立行政法人労働者健康安全機構」と読み替えるものとする。

三 覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）第十四条

2 前項の規定により覚せい剤取締法施行規則第十四条第二項の規定を準用する場合には、同項中「主務大臣」とあるのは、「当該覚せい剤施用機関を開設する独立行政法人労働者健康福祉機構」と読み替えるものとする。



改正案	現行
<p>（既存病床数及び申請病床数の補正） 第三十条の三十三（略）</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種類ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、○・〇五以下であるときは○）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数×当該病床の利用者の数</p>	<p>（既存病床数及び申請病床数の補正） 第三十条の三十三（略）</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種類ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、○・〇五以下であるときは○）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数×当該病床の利用者の数</p>

2 二  
・ 五  
3 略  
(略)

2 二  
・ 五  
3 略  
(略)

○ 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（立替払賃金の請求）</p> <p>第十七条 法第七条の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を独立行政法人労働者健康安全機構に提出しなければならない。</p> <p>一 一七 （略）</p> <p>二 二 三 （略）</p> <p>（立替払賃金の支給に関する処分の通知）</p> <p>第十八条 独立行政法人労働者健康安全機構は、立替払賃金の支給に関する処分を行ったときは、遅滞なく、その内容を明らかにした通知書を請求者に交付しなければならない。</p>	<p>（立替払賃金の請求）</p> <p>第十七条 法第七条の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を独立行政法人労働者健康福祉機構に提出しなければならない。</p> <p>一 一七 （略）</p> <p>二 二 三 （略）</p> <p>（立替払賃金の支給に関する処分の通知）</p> <p>第十八条 独立行政法人労働者健康福祉機構は、立替払賃金の支給に関する処分を行ったときは、遅滞なく、その内容を明らかにした通知書を請求者に交付しなければならない。</p>

○ 未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手續等に関する省令（昭和五十一年厚生省令第二十七号）

（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（立替払賃金の請求）</p> <p>第五条 法第十六条の規定により読み替えて適用される法第七条の請求は、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>（以下「機構」という。）に対して行うものとする。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p>	<p>（立替払賃金の請求）</p> <p>第五条 法第十六条の規定により読み替えて適用される法第七条の請求は、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>（以下「機構」という。）に対して行うものとする。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p>

○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表（第一条関係） 一〇十二（略） 十三 削除 十四〇五十六（略）</p>	<p>別表（第一条関係） 一〇十二（略） 十三 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）に係る申請等 第十二条第一項第四号及び第五号の助成金の支給の申請 十四〇五十六（略）</p>

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二十一条の厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第四条の二の二 法第二十一条の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 障害者職業能力開発校</p> <p>二 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十七号）第十二条第一項第一号の療養施設</p> <p>三 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百四十九条の国立障害者リハビリテーションセンター</p>	<p>（法第二十一条の厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第四条の二の二 法第二十一条の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 障害者職業能力開発校</p> <p>二 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十七号）第十二条第一項第一号の療養施設又は同項第七号のリハビリテーション施設</p> <p>三 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百四十九条の国立障害者リハビリテーションセンター</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）            第一条（略）            2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。            一 三（略）            四 削除            五 七（略）</p>	<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）            第一条（略）            2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。            一 三（略）            四 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十七号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設の中に設けられた診療所            五 七（略）</p>

改正案	現行
<p>（規約の変更の承認の申請）</p> <p>第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金、退職金共済（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあっては、当該資産の移換に係る厚生年金保険の被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類</p> <p>七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（加入者情報の通知）</p> <p>第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ニ 中小企業退職金共済契約等（中小企業退職金共済法第二条第三項</p>	<p>（規約の変更の承認の申請）</p> <p>第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあっては、当該資産の移換に係る厚生年金保険の被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類</p> <p>七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（加入者情報の通知）</p> <p>第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ニ 中小企業退職金共済契約等（中小企業退職金共済法（昭和三十四</p>



に規定する退職金共済契約及び同条第五項に規定する特定業種退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者

ホクチ (略)

2 (略)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。）から脱退一時金相当額等（法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。）の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

二〇五 (略)

(加入者等への通知事項)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

年法律第六十号）第二条第三項に規定する退職金共済契約及び同条第五項に規定する特定業種退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者

ホクチ (略)

2 (略)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 法第五十四条の規定により確定給付企業年金若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。）から脱退一時金相当額等（法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。）の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

二〇五 (略)

(加入者等への通知事項)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

(通算加入者等期間に算入する期間)

第三十条 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となった期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 (略)

二 令第二十二條第一項第三号に掲げる資産の移換を受ける場合 中小

企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間（当該解約手当金に相当する額のうち、同法第三十条第一項若しくは第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出の受入れに係る金額又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第七項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となった期間を含む。）

九 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により確定給付企業年金若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

(通算加入者等期間に算入する期間)

第三十条 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となった期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 (略)

(新設)

三 令第二十二條第一項第四号に掲げる資産の移換を受ける場合 企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（前号に掲げる期間を除く。）

2 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六條 法第六十七條第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 法第五十四條の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四條の二若しくは第七十四條の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

2〇5 (略)

二 令第二十二條第一項第三号に掲げる資産の移換を受ける場合 企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（前号に掲げる期間を除く。）

2 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六條 法第六十七條第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 法第五十四條の規定により確定給付企業年金若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四條の二若しくは第七十四條の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

2〇5 (略)

○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十二号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（区分経理の方法）            第十二条（略）</p> <p>2 一般の中小企業退職金共済事業等勘定は、その内訳として、給付経理及び業務経理の各経理単位に、特定業種ごとの退職金共済事業等勘定は、その内訳として、それぞれ、給付経理、業務経理及び特別給付経理（特別給付経理については、令別表第六及び別表第七に係る特定業種の退職金共済事業等勘定に限る。）の各経理単位に区分しなければならない。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（合同運用に係る業務上の余裕金の管理）            第十七条の二 機構は、法第七十七条第五項の規定により、退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務に係る業務上の余裕金を合同して運用する場合にあつては、当該業務上の余裕金のうち、各業務に係る勘定より合同して運用することとした業務上の余裕金を時価により合理的に評価した額を、当該各業務に係る勘定に属する業務上の余裕金の額として管理するものとする。</p> <p>（余裕金の運用の基本方針）            第十八条 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>（区分経理の方法）            第十二条（略）</p> <p>2 一般の中小企業退職金共済事業等勘定は、その内訳として、給付経理及び業務経理の各経理単位に、特定業種ごとの退職金共済事業等勘定は、その内訳として、それぞれ、給付経理、業務経理及び特別給付経理（特別給付経理については、令別表第五及び別表第六に係る特定業種の退職金共済事業等勘定に限る。）の各経理単位に区分しなければならない。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（新設）            第十八条 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

一〇六 (略)

七 法第七十七条第五項に規定する運用の実施に関する事項

八 (略)

2 機構は、法第七十八条第三項の規定により運用受託機関に対して前項第二号、第四号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。

附則

(業務の特例に係る経理)

第四条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律附則第五条に規定する業務に係る経理については、機構は、第十二条第二項の規定による経理のほか、当該業務に係る経理を区分して設けなければならない。

2 機構は、前項の業務を終えたときは、同項に規定する経理を廃止するものとし、その廃止の際現に当該経理に所属する権利及び義務を当該経理の属する勘定に係る給付経理に帰属させるものとする。

一〇六 (略)

(新設)

七 (略)

2 機構は、法第七十八条第三項の規定により運用受託機関に対して前項第二号、第四号、第五号、第六号及び第七号に掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。

附則

(業務の特例に係る経理)

第四条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律附則第五条に規定する業務に係る経理については、機構は、第十二条第二項の規定による経理のほか、当該業務に係る経理を区分して設けなければならない。

(新設)

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（掛金納付月数の通算）</p> <p>第四十条 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算は、同条第一項に規定する退職金共済契約（以下この項及び第四十二条において「退職金共済契約」という。）の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡った月において同日に該当する日（その日に該当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「みなし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が、当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなし、当該通算する月数と当該退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとする。</p> <p>2  前項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた被共済者に対する中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、みなし加入日に退職金共済契約の効力が生じたものとみなす。</p> <p>3  平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合（同条第八項の規定に基づき退職金の額に元利合計額を加算する場合（次項に規定する場合を除く。）を含む。）における中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）</p>	<p>（掛金納付月数の通算）</p> <p>第四十条 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算は、同条第一項に規定する退職金共済契約（以下この項及び第四十二条において「退職金共済契約」という。）の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡った月における同日に該当する日（当該同日に該当する日がない月においては、当該月の末日）に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該該当する日の属する月から当該退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの間、当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付月数と当該退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>2  平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合（同条第八項の規定に基づき交付額が交付された場合（次項に規定する場合を除く。）を含む。）における中小企業退職金共済法第十条第二項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）</p>

第十九条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十九条及び附則第三  
 条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄  
 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(削る)		(削る)

む。以下この項及び次項において同じ。)及び第三十条第二項(同条第  
 三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下こ  
 の項及び次項において同じ。)並びに中小企業退職金共済法施行規則(昭  
 和三十四年労働省令第二十三号)第十九条第二項、第三十条、第四十  
 一条第一項、第四十七条第一項、第四十九条及び附則第三条の規定の適用  
 については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

中小企業退 職金共済法 第十条第二 項第三号ロ	掛金納付月数	掛金納付月数(退職金共済契約の効 力が生じた日の属する月前につい ては、退職金共済契約の効力が生じた 日の属する月から掛金納付月数に通 算した月数分遡つた月における同日 に相当する日(当該同日に相当する 日がない月においては、当該月の末 日)の属する月から退職金共済契約 の効力が生じた日の属する月の前月 までの間、当該退職金共済契約の効 力が生じた日における当該退職金共 済契約の被共済者に係る掛金月額に より掛金が納付されたものとみなし 、当該期間に係る掛金納付月数を含 む。)
中小企業退 職金共済法 第三十条第 二項第二号 ロ	第十条第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の 確保のための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律の施行に伴う厚生 労働省関係省令の整備等及び経過措 置に関する省令(平成二十六年厚生 労働省令第二十号)第四十条第二項

(略)	(略)	(略)
(削る)	(略)	(略)
(略) 中小企業退 職金共済法 施行規則附 則第三条	(略) 第四十九条	(略) 公的年金制度の健全性及び信頼性の 確保のための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律の施行に伴う厚生 労働省関係省令の整備等及び経過措 置に関する省令(平成二十六年厚生 労働省令第二十号)第四十条第二項 の規定により読み替えて適用する第 四十九条

4 改正後確定給付企業年金法附則第二十八条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合であつて、かつ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の規定に基づき退職金の額に元利合計額を加算する場合における中小企業退職金共済法第十條第二項並びに中小企業退職金共済法施行規則第十九條第二項及び第三十條の規定の適用については、確

(略)	(略)	の規定により読み替えて適用する第十條第二項
中小企業退 職金共済法 施行規則第 四十條第一 項	通算する	(略) 通算して得た区分掛金納付月数に、 公的年金制度の健全性及び信頼性の 確保のための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律の施行に伴う厚生 労働省関係省令の整備等及び経過措 置に関する省令(平成二十六年厚生 労働省令第二十号。以下「平成二十 六年整備省令」という。)第四十條 第一項に規定する期間に係る区分掛 金納付月数を通算する
(略) 中小企業退 職金共済法 施行規則附 則第三条	(略) 第四十九条	(略) 平成二十六年整備省令第四十条第二 項の規定により読み替えて適用する 第四十九条

3 改正後確定給付企業年金法附則第二十八条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合であつて、かつ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の規定に基づき交付額が交付された場合における中小企業退職金共済法第十條第二項及び第三十條第二項並びに中小企業退職金共済法施行規則第十九條第二項、第三十條及び第四十條第一項の規定



定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方  
法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）第四条第二項の規  
定にかかわらず、前二項の規定の例による。

（削る）

中小企業退 職金共済法 第三十条第 二項第二号 ロ	第十條第二項	第十條第二項 の適用については、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済 者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一 号）第四条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第十條第二項	第十條第二項	掛金納付月数 掛金納付月数（退職金共済契約の効 力が生じた日の属する月前につい ては、退職金共済契約の効力が生じた 日の属する月から掛金納付月数に通 算した月数分遡つた月における同日 に相当する日（当該同日に相当する 日がない月においては、当該月の末 日）の属する月から退職金共済契約 の効力が生じた日の属する月の前月 までの間、当該退職金共済契約の効 力が生じた日における当該退職金共 済契約の被共済者に係る掛金月額に より掛金が納付されたものとみなし 、当該期間に係る掛金納付月数を含 む。）
第十條第二項	第十條第二項	第十條第二項 の適用については、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済 者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一 号）第四条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第十條第二項	第十條第二項	第十條第二項 の適用については、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済 者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一 号）第四条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

職金共済法 施行規則第 十九条第二 項各号列記 以外の部分	受入れ	全性及び信頼性の確保のための厚生 年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第六十三号。以 下「平成二十五年改正法」という。 )附則第三十六条第二項
中小企業退 職金共済法 施行規則第 十九条第二 項第一号	第十八条 退職金の額	受入れ、平成二十五年改正法附則第 三十六条第八項の交付 第十八条又は平成二十五年改正法附 則第三十六条第二項
中小企業退 職金共済法 施行規則第 十九条第二 項第二号	受入れ 同条第二項第二 号イ 計算後受入金額	受入れ及び平成二十五年改正法附則 第三十六条第八項の交付 法第三十条第二項第二号イ 計算後受入金額又は平成二十五年改 正法附則第三十六条第八項に規定す る元利合計額
中小企業退 職金共済法 施行規則第 十九条第二 項第三号	同条第四項 退職金の額	退職金の額(平成二十五年改正法附 則第三十六条第一項の規定による交 付額の交付がなかったものとみなし て算定して得られる額に限る。) 法第五十五条第四項

5 | みなし加入日が平成三年四月一日前の日である被共済者に対する中小企業退職金共済法第十条第二項及び平成二十六年整備政令付録備考の規定の適用については、第二項の規定によるほか、同法第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」と、平成二十六年整備政令付録備考中「中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ」とあるのは「平成四年四月以後の計算月について中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ」とする。

(新設)

中小企業退職金共済法施行規則第三十条第一項	解約手当金の額	解約手当金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）
中小企業退職金共済法施行規則第三十条第二項	通算する として算定して得られる額	のうち平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額
中小企業退職金共済法施行規則第四十条第一項	通算する	通算して得た区分掛金納付月数に、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）第四条第一項に規定する期間に係る区分掛金納付月数を通算する